

高松市監査委員告示第3号

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定により監査を実施したので、その結果に関する報告及び意見を、同条第9項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和3年2月26日

高松市監査委員	木	田	一	彦
同	鍋	嶋	明	人
同	三	笠	輝	彦
同	橋	本	浩	之

令和2年度

監査結果報告書（定期監査・行政監査）



高松市監査委員

行 政 監 查

令和2年度行政監査の結果について

1 監査対象局及び所属別監査結果

	所管課等		指摘	意見	合計
1	総務局	危機管理課		2	2
	合計		—	2	2

※意見・・・組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれるとしたもの。

2 監査実施期間

令和2年10月26日から令和3年1月25日まで

3 監査対象事務

行政事務の執行

4 監査対象となる事務の執行年度

令和元年度（平成31年度）及び令和2年度

5 監査の方法

「令和2年度高松市監査実施計画」に掲げる重点取組事項として、「災害等発生時に備えた緊急物資の管理について」をテーマに行政監査を実施した。

監査に当たっては、対象局から、関係書類の提出を求めるとともに、説明を聴取して実施したほか、実地監査を行った。

また、監査対象事務について、予算、議決、法令等に基づき、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。特に、地方自治法第2条第14項（最少の経費で最大の効果を挙げる。）及び第15項（組織及び運営の合理化等）の規定の趣旨にのっとり行われているかどうかに意を用いた。

6 監査の結果

監査の結果、事務の執行については、おおむね適正に処理されていたが、別記のとおり、その一部に改善を要する事項が認められた。

当該事項について措置を講じたときは、地方自治法第199条第14項の規定により、その旨を監査委員に通知されたい。

なお、通知は、監査結果を公表した日から起算して6か月を経過する日の属する月の末日までを目途に行われたい。

今後とも市民の信頼を得られるように、法令等を遵守し、より一層、厳正かつ適切な事務の執行に努めるべきであることのほか、監査委員の意見を別記のとおり付するものである。

令和2年度行政監査結果一覧

R3.2.26

結果 No.	区分 ※	項 目	公表文 該当ページ	所管課等	
1	意見	【重点】緊急物資の保管環境について	P5	総務局	危機管理課
2	意見	【重点】避難所における緊急物資について	P6		

※ 意見 …… 組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれるとしたもの。

※ 【重点】 …… 「令和2年度高松市監査実施計画」に掲げた「重点取組事項」に基づき、監査したもの。

《参考》令和2年度高松市監査実施計画（関係部分の抜粋）

2 令和2年度の重点取組事項

（1）災害等発生時に備えた緊急物資の管理について

今後30年以内に南海トラフ（東海沖から四国沖の領域）を震源としたマグニチュード8～9の巨大地震が発生する確率は、70～80%と言われており（令和2年1月「地震調査研究推進本部」更新）、建物倒壊、火災、津波等大規模災害の発生が予想されているほか、近年は集中豪雨による風水害などの自然災害が全国各地で発生しており、大規模災害等が発生した場合に備えて、食料及び生活必需品等の緊急物資を確保しておくことは、極めて重要である。

本市では、「災害時緊急物資備蓄計画」（以下「計画」という。）に基づき、大規模災害等発生時に、被災者及び避難者に対し、生活救援物資を供給するため、市立小学校体育館、総合センター・支所、コミュニティセンターなどに、食料・飲料水、生活必需品（毛布・タオル等）、資機材（簡易トイレ等）の備蓄を行っている。

そこで、計画に基づき、緊急物資の数量、品目及び備蓄場所の整備等が適切に管理されているかについて調査を行い、今後の防災に係る事務の執行及び防災力の強化に有効となる監査を実施する。

令和2年度 高松市監査実施計画へのリンク

<http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/soshikihyo/kansa.files/keikaku02.pdf>



事情聴取（令和3年1月25日実施）の状況

災害等発生時に備えた緊急物資の管理について

1 テーマ及び監査のポイント

今後30年以内に南海トラフを震源とした巨大地震が発生する確率は、70～80%と言われており、建物倒壊、火災、津波等大規模災害の発生が予想されているほか、近年は集中豪雨による風水害などの自然災害が全国各地で発生しており、大規模災害等が発生した場合に備えて、食料及び生活必需品等の緊急物資を確保しておくことは、極めて重要である。

本市では、「高松市災害時緊急物資備蓄計画」（以下「備蓄計画」という。）に基づき、大規模災害等発生時に、被災者及び避難者に対し、生活救援物資を供給するため、市立小学校体育館、総合センター・支所、コミュニティセンターなどに、食料・飲料水、生活必需品（毛布・タオル等）、資機材（簡易トイレ等）の備蓄を行っている。

そこで監査委員は、今後の防災に係る事務の執行及び防災力の強化に有効となるよう、備蓄計画に基づき、緊急物資の数量、品目及び備蓄場所等が、適切に管理されているかについて監査を行った。

2 監査対象項目

総務局危機管理課の事務が、地方自治法などの関係法令等に従い適正に行われているか、次の事項に留意しながら監査を実施した。

- （１）備蓄計画が、各備蓄場所周辺で想定される避難者や地形等の状況を反映したものであるか。
- （２）緊急物資の契約事務が適正に行われているか。
- （３）その他備蓄計画に係る事務が適正に行われているか。

3 監査の方法

（１）選定方法

総務局危機管理課に調査票を送付し、緊急物資の管理に関する事前調査を行い、以下の選定要件に基づき、監査対象施設の選定を行った。

《選定要件》

- ・ 備蓄場所が土砂災害、浸水・高潮等災害発生予測区域内に該当する
- ・ 備蓄場所の耐震性が確保されていない
- ・ 食料品管理の安全性の確認が必要である（プレハブ等）
- ・ 備蓄場所の避難者想定収容人数が多い
- ・ 備蓄場所の保管形態の確認が必要である
- ・ 備蓄場所の管理者がいない（無人箇所）

（２）監査方法

（１）で選定した施設12か所に対し、実地監査を実施した上で、関係職員から聞き取り調査を行った。また、必要に応じて関係書類等の提出を求め、決裁及び文書管理システム等を確認した。

4 本市の緊急物資の管理について

- 1 事前調査による、緊急物資の備蓄状況及び食料品における選定基準は、以下のとおりであった。

(1) 緊急物資の備蓄状況について【令和2年8月1日現在】

区分	品目	調達課	備蓄数量	
			備蓄目標	備蓄数量
食料及び飲料水	アルファ米（白米）	危機管理課	77,400 食	77,540 食
	乾パン・パン類	危機管理課		
	粉ミルク	危機管理課	31 kg	31.2 kg
	粉ミルク（アレルギー対応）		1.8 kg	2.55 kg
	保存水	危機管理課	77,400 ℓ	77,520 ℓ
生活必需品	毛布（アルミブランケット）	危機管理課	21,500 枚	21,500 枚
	タオル	危機管理課	43,000 枚	43,170 枚
	紙おむつ（乳幼児用）	危機管理課	4,300 枚	4,429 枚
	紙おむつ（大人用）		860 枚	3,027 枚
	生理用品	危機管理課	1,400 パック	1,451 パック
	ほ乳瓶	危機管理課	600 本	600 本
	トイレトーパー		155 枚	176 枚
	ポリエチレン手袋	危機管理課	155 枚	155 枚
	ごみ袋	危機管理課	155 枚	176 枚
	ビニールラップ		155 枚	158 枚
	食器セット	危機管理課	2,500 枚	2,500 枚
資機材	紙コップ	危機管理課	7,000 個	7,100 個
	簡易トイレ	衛生センター	1,815 基	1,815 基
	し尿凝固剤（トイレ袋付）	衛生センター	176,400 個	176,400 個
	間仕切り	危機管理課	1,540 張	1,540 張
	テント（更衣室・授乳室用）	危機管理課	154 張	154 張
	ユニバーサルトイレ（車椅子対応型）	危機管理課	77 基	77 基
	オストメイト専用トイレ	危機管理課	10 基	10 基

(2) 緊急物資の食料品における選定基準について

品名	アルファ米	クラッカー	育児用粉ミルク（通常タイプ）	育児用粉ミルク（アレルギー対応タイプ）	保存水	乾パン・パン類
賞味期限	5年以上	5年以上	1年以上	1年以上	5年以上	7年以上
原材料	国産のうるち米100%	小麦	—	—	—	小麦
内容量	100g/袋 程度	60g/1食 程度（個包装）	13～14g/本 10本/セット	850g/缶 程度	500mℓ	75g/1食 程度（個包装）
その他	調理時間：熱湯20分以内、水60分以内 付属品：スプーン1本/袋、脱酸素剤1個/袋 グリーン購入法適合品	ブリキ缶（1/4斗缶）/20食 ブリキ缶1缶ごとに外装用段ボール箱に梱包	適用年齢：新生児期（0か月）から スティックタイプ	3缶/箱 ミルクアレルギー疾患を考慮した製品	容器材質：PET グリーン購入法適合品	350kcal/1食 程度

2 実地監査における緊急物資の備蓄の状態



（高松第一学園体育館2階）



（香西小学校体育館2階）



（屋島小学校体育館2階）

行政監査（重点取組事項）結果

結果No.

No.1

監査実施年度／対象局等

令和2年度／総務局

告 示 番 号

高松市監査委員告示第3号

告 示 日

令和3年2月26日

所 管 課 等

危機管理課

区 分

意 見 【重 点】

意 見 の 項 目

緊急物資の保管環境について

意見を付す理由

実地監査の結果、緊急物資の備蓄場所の一部について、緊急物資以外の物品の整理整頓ができておらず、緊急物資が取り出しにくいものが見受けられた。

意 見

災害等発生時の危機管理業務に支障がないよう、各施設に周知するなど、緊急物資の保管環境を適正に整えられたい。

行政監査（重点取組事項）結果

結果No.

No.2

監査実施年度／対象局等

令和2年度／総務局

告 示 番 号

高松市監査委員告示第3号

告 示 日

令和3年2月26日

所 管 課 等

危機管理課

区 分

意 見 【重 点】

意 見 の 項 目

避難所における緊急物資について

意見を付す理由

指定避難所のうち、食料や飲料水の備蓄について、いずれか又は両方がない所がある。

意 見

避難所開設時、避難者に食料や飲料水を直ちに供給できない事態を未然に防ぐ方策について、検討されたい。

定 期 監 查

令和２年度定期監査の結果について

1 監査対象局及び所属別監査結果

	所管課等		指摘	意見	合計
1	市民政策局	牟礼総合センター		1	1
2		香川総合センター	1	2	3
3	総務局	総務課		1	1
4	健康福祉局	国保・高齢者医療課		1	1
5		こども園総務課		1	1
6		こども園運営課		3	3
7		健康づくり推進課		1	1
8	環境局	環境指導課適正処理対策室	1		1
9	出納室			2	2
10	病院局	みんなの病院事務局総務課		2	2
11		みんなの病院事務局医事課		1	1
	合計		2	15	17

※指摘・・・法令等に違反しているか、著しく適切さを欠くと判断したもの。

※意見・・・組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれるとしたもの。

2 監査実施期間

市民政策局	令和２年１１月２日から令和３年１月２７日まで
総務局、財政局、環境局	令和２年４月２１日から令和３年１月２５日まで
健康福祉局	令和２年８月１８日から令和３年１月２５日まで
出納室	令和２年４月２１日から令和３年１月２７日まで
病院局	令和２年１１月２日から令和３年１月２６日まで

3 監査対象事項

財務等に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

4 監査対象事項の執行年度

令和元年度（平成31年度）及び令和2年度

5 監査の方法

監査対象事項について、予算、議決、法令等に基づき、適正かつ効率的に行われているかどうか、に主眼を置いて実施した。特に、地方自治法第2条第14項（最少の経費で最大の効果を挙げる。）及び第15項（組織及び運営の合理化等）の規定の趣旨にのっとり行われているかどうか、に意を用いた。

また、「令和2年度高松市監査実施計画」に掲げる重点取組事項として、「契約事務の適正性」について、テーマを選定し、監査を実施した。

監査に当たっては、対象局から、関係書類の提出を求めるとともに、説明を聴取して実施したほか、実地監査を行った。

6 監査の結果

監査の結果、事務の執行等については、おおむね適正に処理されていたが、別記のとおり、その一部に改善を要する事項が認められる。

当該事項について措置を講じたときは、地方自治法第199条第14項の規定により、その旨を監査委員に通知されたい。

なお、通知は、監査結果を公表した日から起算して6か月を経過する日の属する月の末日までを目途に行われたい。

今後とも市民の信頼を得られるように、法令等を遵守し、より一層、厳正かつ適切な事務の執行等に努めるべきであることのほか、監査委員の意見を別記のとおり付するものである。

7 事情聴取（令和3年1月25日、26日及び27日実施）の状況



令和2年度定期監査結果一覧

R3.2.26

結果 No.	区分 ※	項 目	公表文 該当ページ	所管課等	
1	指摘	【重点】発注簿に係る適正な事務処理及び契約事務について	P12	環境局	環境指導課 適正処理対策室
2	意見	【重点】適正な仕様書の作成について	P13	健康福祉局	国保・高齢者医療課
3	意見	【重点】委託業務に係る実績報告の確認について	P14		こども園総務課
4	意見	【重点】芸術士派遣事業について	P15		こども園運営課
5	意見	【重点】見積徴取に係る質問と回答の事務処理について	P16	出納室	
6	意見	【重点】みんなの病院院内保育所運営業務委託契約について	P17	病院局	みんなの病院事務局 総務課
7	指摘	地域ふれあいセンターの使用に係る手続について	P18	市民政策局	香川総合センター
8	意見	深間ふれあいセンターについて	P19		牟礼総合センター
9	意見	西山ふれあいセンターについて	P20		香川総合センター
10	意見	適正な受益者負担について	P21		
11	意見	公印押印時の紙決裁の提示について	P22	総務局	総務課
12	意見	保育実習・教育実習の受入れについて	P23	健康福祉局	こども園運営課
13	意見	保育実習旅費支援事業に係る補助金について	P24		
14	意見	ひきこもり当事者傾聴サロンについて	P25		健康づくり推進課
15	意見	釣銭資金について	P26	出納室	
16	意見	みんなの病院電話交換業務について	P27	病院局	みんなの病院事務局 総務課
17	意見	適正な手数料の支払について	P28		みんなの病院事務局 医事課

※ 指摘 …… 法令等に違反しているか、著しく適切さを欠くと判断したもの。

※ 意見 …… 組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれるとしたもの。

※ 【重点】 …… 「令和2年度高松市監査実施計画」に掲げた「重点取組事項」に基づき、監査したもの。

《参考》令和2年度高松市監査実施計画（関係部分の抜粋）

2 令和2年度の重点取組事項

（2）契約事務の適正性について

地方自治法第234条において、「売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。」とされており、本市においても、高松市契約規則等により、各種契約事務について、細かく規定されている。

物品の購入、業務の委託、工事の請負など様々な契約行為がある中で、契約の種類、金額、内容等により、事業者の選定方法も様々であるが、契約方法によっては、契約相手の固定化や偏重が生じ、不適正な価格での契約締結に至る恐れがある。

以上の点を踏まえ、令和元年度（平成31年度）は、特に随意契約における契約事務について、公平性及び透明性を保持し、経済性の確保を図る観点から、個々の契約について技術の特殊性、経済的合理性、緊急性等を客観的、総合的に判断した上で適正に行われているかを主眼に置き、定期監査を実施し、監査対象局に対しては、監査委員の指摘や意見を付してきたが、2年で全局を一巡する監査であることから、令和2年度においても、引き続き同様の監査を実施する。

令和2年度高松市監査実施計画へのリンク

<http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/soshikihyo/kansa.files/keikaku02.pdf>

契約事務の適正性について

1 テーマ及び監査のポイント

地方自治法第234条において、「売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。」とされている。

物品の購入、業務の委託、工事の請負など様々な契約行為がある中で、契約方法によっては、契約相手の固定化や偏重が生じ、不適正な価格での契約締結に至る恐れがあることから、監査委員は、特に随意契約における契約事務について、公平性及び透明性を保持し、経済性の確保を図る観点から、個々の契約について技術の特殊性、経済的合理性、緊急性等を客観的、総合的に判断した上で適正に行われているかについて監査を行った。

なお、監査対象は、市民政策局、総務局、財政局、健康福祉局、環境局、出納室及び病院局である。

2 監査対象項目

監査対象局各課の事務が、地方自治法などの関係法令等に従い適正に行われているか、次の事項に留意しながら監査を実施した。

- （１）契約の申込みの誘引から落札決定に至る事務が、適正な手続により行われているか。
- （２）契約締結事務が適正に行われているか。
- （３）契約の履行に係る事務が適正に行われているか。

3 監査方法

- （１）書類確認
監査対象局各課等が作成した決裁及び文書管理システム等を確認した。
- （２）その他
監査対象局各課等に対し、文書又は口頭で照会した。

4 監査で認められた事実

契約事務については、おおむね適正に事務処理されていたが、一部において、事務処理に不備があるものが見受けられた。

定期監査（重点取組事項）結果

結果No.

No.1

監査実施年度／対象局等

令和2年度／環境局

告 示 番 号	高松市監査委員告示第3号	告 示 日	令和3年2月26日						
所 管 課 等	環境指導課 適正処理対策室	区 分	指 摘 【重 点】						
指 摘 の 項 目	発注簿に係る適正な事務処理及び契約事務について								
指 摘 する理由	備品の直接購入に係る発注簿処理案件において、財政課の審査を経ずに購入していた。 また、実際の使用環境に即していない仕様を提示したことで、試験的な導入をするなど、同様の備品の購入について、短期間で2回に分けて発注していた。								
指 摘	決裁事務については、関係例規等にのっとり、適正に事務処理を行うとともに、チェック機能の強化を図られたい。 また、物品購入に際して、実際の使用環境等を想定した仕様書を提示するとともに、納入された物品が仕様書を満たしていることを十分確認するなど、適正に事務処理されたい。								
根 拠 法 令 ・ 通 知 等	高松市行政文書管理規程								
内 容	（審査） 第17条 別表第2の左欄に掲げる事案は、同表の右欄に掲げる者の審査を受けなければならない。 別表第2（第17条関係）（抜粋） <table><tr><th colspan="2">決裁事項</th><th>審査</th></tr><tr><td>5 財務会計</td><td>キ 備品購入費（学校備品、保育所備品 び閲覧用図書に係るもの並びに契約 依頼で審査したものを除く。）</td><td>財政課長及びその指 名する職員</td></tr></table>			決裁事項		審査	5 財務会計	キ 備品購入費（学校備品、保育所備品 び閲覧用図書に係るもの並びに契約 依頼で審査したものを除く。）	財政課長及びその指 名する職員
決裁事項		審査							
5 財務会計	キ 備品購入費（学校備品、保育所備品 び閲覧用図書に係るもの並びに契約 依頼で審査したものを除く。）	財政課長及びその指 名する職員							

定期監査（重点取組事項）結果

結果No.

No.2

監査実施年度／対象局等

令和2年度／健康福祉局

告 示 番 号	高松市監査委員告示第3号	告 示 日	令和3年2月26日
所 管 課 等	国保・高齢者医療課	区 分	意 見 【重 点】
意 見 の 項 目	適正な仕様書の作成について		
意見を付す理由	清掃業務委託において、仕様書に業務内容等が明確に記載されておらず、委託に当たり、受託者への説明が不十分であるように見受けられた。		
意 見	業務委託に係る仕様書については、清掃範囲、業務内容等が明確になるよう具体的に記載されたい。		

定期監査（重点取組事項）結果

結果No.

No.3

監査実施年度／対象局等

令和2年度／健康福祉局

告 示 番 号

高松市監査委員告示第3号

告 示 日

令和3年2月26日

所 管 課 等

こども園総務課

区 分

意 見 【重 点】

意 見 の 項 目

委託業務に係る実績報告の確認について

意見を付す理由

高松市地域子育て支援拠点事業委託に係る実績報告のうち、一事業者について、提出書類に誤りがあり、その報告内容も、他の事業者と異なり詳しい記載が無く、消耗品費や高額な備品等の支出内容が分からないものが見受けられた。

意 見

委託業務に係る実績報告については、様式、記載内容等を統一し、事業者によって報告内容に差が生じないように改めるとともに、適正な実績報告が提出されるよう、事業者に対する指導を徹底されたい。

定期監査（重点取組事項）結果

結果No.

No.4

監査実施年度／対象局等

令和2年度／健康福祉局

告 示 番 号

高松市監査委員告示第3号

告 示 日

令和3年2月26日

所 管 課 等

こども園運営課

区 分

意 見 【重 点】

意 見 の 項 目

芸術士派遣事業について

意見を付す理由

芸術士派遣事業について、派遣先の選定基準が明確にされておらず、当該事業の実施に当たっては、市による委託料のみが支出されており、利用者に費用負担を求めずに、施設に芸術士が派遣されている状況が確認された。

意 見

派遣希望のあった施設から派遣先を選定する際の、選定基準を見直し、対象者の公平性の確保に努められたい。
また、サービスに見合った対価として、適正な受益者負担を求め、検討するなど、サービスを受ける者と受けない者との間で公平性が確保できるよう、事業全体の見直しを図られたい。

定期監査（重点取組事項）結果

結果No.

No.5

監査実施年度／対象局等

令和2年度／出納室

告 示 番 号	高松市監査委員告示第3号	告 示 日	令和3年2月26日
所 管 課 等	出納室	区 分	意 見 【重 点】
意 見 の 項 目	見積徴取に係る質問と回答の事務処理について		
意見を付す理由	公金の取扱いにおける盗難等の事故に対する保険に係る見積徴取において、見積書提出期間中に質問を受け付け、その回答を一部の参加者に通知していた。		
意 見	見積徴取においては、公平性を確保できるよう事務処理の手順及び期間を明確にし、適正に執行されたい。		

定期監査（重点取組事項）結果

結果No.

No.6

監査実施年度／対象局等

令和2年度／病院局

告 示 番 号	高松市監査委員告示第3号	告 示 日	令和3年2月26日
所 管 課 等	みんなの病院事務局総務課	区 分	意 見 【重 点】
意 見 の 項 目	みんなの病院院内保育所運営業務委託契約について		
意見を付す理由	院内保育所運営業務委託契約について、人件費の他、保育経費としての消耗品や保育所運営に係る管理経費を、毎月、定額支出しているが、利用者が少ないこともあり、保育料収入に比較して支出が大きく上回っている状況が、続いている。		
意 見	院内保育所の運営を継続するに当たり、毎月定額支出している保育経費や管理経費について、委託業者から領収書等の提出を求め、金額の適正性について確認・検証した上で、毎月の委託料を見直すなど、経費節減に努められたい。		

定期監査結果

結果No.

No.7

監査実施年度／対象局等

令和2年度／市民政策局

告 示 番 号	高松市監査委員告示第3号	告 示 日	令和3年2月26日
所 管 課 等	香川総合センター	区 分	指 摘
指 摘 の 項 目	地域ふれあいセンターの使用に係る手続について		
指 摘 する 理 由	塩江町の西山ふれあいセンターの施設の利用状況を確認すると、すべて地元自治会活動の一環としての利用で、「高松市地域ふれあいセンター条例」に基づき使用料を減免しているが、決裁を行わずに、申請書の回覧だけで使用許可書を発行しており、減免の根拠も明示されていなかった。		

指 摘	使用料の減免及び使用許可について、条例及び同条例施行規則の規定に基づく事務処理手続に改めるとともに、適正なチェック体制を構築されたい。
-----	---

付 言	本件は、市民政策局香川総合センターを対象に監査を実施したが、条例及び同条例施行規則を適用する他所属においても、今回の監査結果を参考とされたい。
-----	---

根 拠 法 令 ・ 通 知 等 ①	高松市地域ふれあいセンター条例
内 容 ①	(使用許可) 第3条 センターの施設・設備等（以下「施設等」という。）を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。（略）
	(使用料) 第4条 前条第1項の規定により使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表に規定する使用料を当該許可の際に前納しなければならない。ただし、国若しくは地方公共団体が使用する場合又は市長が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。
根 拠 法 令 ・ 通 知 等 ②	高松市地域ふれあいセンター条例施行規則
内 容 ②	(施設の使用申請) 第5条 センターの施設の使用許可を受けようとする者は、高松市地域ふれあいセンター使用許可申請書（様式第1号）をあらかじめ市長に提出しなければならない。（略）

定期監査結果

結果No.

No.8

監査実施年度／対象局等

令和2年度／市民政策局

告 示 番 号	高松市監査委員告示第3号	告 示 日	令和3年2月26日
所 管 課 等	牟礼総合センター	区 分	意 見
意 見 の 項 目	深間ふれあいセンターについて		
意見を付す理由	庵治町の深間ふれあいセンターは、施設利用の大半を地元住民や自治会活動が占め、清掃や水道料金を除く電気代や施設修繕費等の維持管理経費については、市が負担している状況が見受けられた。		

意 見	当該施設については、将来的な施設修繕費などの負担が大きくなることが想定されることから、地元譲渡や、地元で維持管理経費の負担を求めた上で無償貸付を行うなどの選択肢も含め、今後の施設の在り方について、検討されたい。
-----	---



高松市深間ふれあいセンター

定期監査結果

結果No.

No.9

監査実施年度／対象局等

令和2年度／市民政策局

告 示 番 号

高松市監査委員告示第3号

告 示 日

令和3年2月26日

所 管 課 等

香川総合センター

区 分

意 見

意 見 の 項 目

西山ふれあいセンターについて

意見を付す理由

塩江町の西山ふれあいセンターは、施設利用者が地元住民や自治会活動に限定され、清掃を除く電気代や水道料金、施設修繕費等の維持管理経費や土地賃貸借料については、市が負担している状況が見受けられた。
また、平成23年に締結した土地賃貸借契約では、年額6万円とされ、平成15年に締結した契約と同額の賃貸借料だが、貸付物件については、2件から1件に減少していた。

意 見

現在の土地賃貸借契約の賃貸借料の適正性を土地所有者と確認・協議されたい。
また、当該施設については、将来的な施設修繕費などの負担が大きくなることが想定されることから、地元譲渡や、地元で維持管理経費の負担を求めた上で無償貸付を行うなどの選択肢も含め、今後の施設の在り方について、検討されたい。



高松市西山ふれあいセンター

定期監査結果

結果No.

No.10

監査実施年度／対象局等

令和2年度／市民政策局

告 示 番 号	高松市監査委員告示第3号	告 示 日	令和3年2月26日
所 管 課 等	香川総合センター	区 分	意 見
意 見 の 項 目	適正な受益者負担について		
意見を付す理由	香川町グリーンセンターでは、アマチュアスポーツで使用する大集会室の使用料について、大幅な減免を適用していた。		

意 見	施設利用者に、利用価値に見合った使用料を負担してもらうなど、適正な受益者負担となるよう、内規の減免基準等を見直すことについて、検討されたい。
-----	--



高松市香川町グリーンセンター

定期監査結果

結果No.

No.11

監査実施年度／対象局等

令和2年度／総務局

告 示 番 号

高松市監査委員告示第3号

告 示 日

令和3年2月26日

所 管 課 等

総務課

区 分

意 見

意 見 の 項 目

公印押印時の紙決裁の提示について

意見を付す理由

公印押印事務について、電子決裁が可能なものにまで紙併用決裁とするよう指示していることは、用紙の使用削減を求めていることに逆行している。

意 見

公印の押印事務について、用紙の使用削減及び職員の事務の効率化を図ることができる手法を検討されたい。

定期監査結果

結果No.

No.12

監査実施年度／対象局等

令和2年度／健康福祉局

告 示 番 号

高松市監査委員告示第3号

告 示 日

令和3年2月26日

所 管 課 等

こども園運営課

区 分

意 見

意 見 の 項 目

保育実習・教育実習の受入れについて

意見を付す理由

保育実習・教育実習に伴う養成施設等からの実習生の受入れに当たり、保育士及び幼稚園教諭等の養成を図るため、という要領に定められた目的とは異なる、看護師等養成施設等に在籍する学生を実習生として受け入れており、養成施設等が負担する負担金等の取扱いにも差異が生じていた。

意 見

保育実習・教育実習の受入れについて、目的や対象となる実習生、費用負担を明確にするなど、各養成施設等間での公平性の観点から、受入要領の整理・見直しを検討されたい。

定期監査結果

結果No.

No.13

監査実施年度／対象局等

令和2年度／健康福祉局

告 示 番 号

高松市監査委員告示第3号

告 示 日

令和3年2月26日

所 管 課 等

こども園運営課

区 分

意 見

意 見 の 項 目

保育実習旅費支援事業に係る補助金について

意見を付す理由

本市の公私立保育所等で保育実習を受けた県外学生を対象に、往復旅費の補助を行う保育実習旅費支援事業について、補助申請していない県外学生が、申請者を上回るなど、当該補助制度の周知が不十分な状況が見受けられた。

意 見

当該補助事業について、公平性が確保されるよう、保育士養成施設等に学生への周知徹底を図らせるなど、事業の効果的な実施の手法を検討されたい。

定期監査結果

結果No.

No.14

監査実施年度／対象局等

令和2年度／健康福祉局

告 示 番 号

高松市監査委員告示第3号

告 示 日

令和3年2月26日

所 管 課 等

健康づくり推進課

区 分

意 見

意 見 の 項 目

ひきこもり当事者傾聴サロンについて

意見を付す理由

過去3年度分の利用者数が減少傾向にあり、サロンの運営に従事する支援員の確保ができないことが理由で、実施回数が減少している月が見受けられた。

意 見

利用促進のための更なる周知に努めるとともに、サロンの運営に従事する支援員を確保するため、資格要件などの見直しについて、検討されたい。

定期監査結果

結果No.

No.15

監査実施年度／対象局等

令和2年度／出納室

告 示 番 号

高松市監査委員告示第3号

告 示 日

令和3年2月26日

所 管 課 等

出納室

区 分

意 見

意 見 の 項 目

釣銭資金について

意見を付す理由

釣銭資金の両替については、金融機関の手数料が有料の取扱いとなっており、所管課職員が対応に苦慮している。

意 見

釣銭資金について、両替用の小銭が必要となった場合、所管課職員の負担とならないよう、市として統一的な対策を検討されたい。

定期監査結果

結果No.

No.16

監査実施年度／対象局等

令和2年度／病院局

告 示 番 号

高松市監査委員告示第3号

告 示 日

令和3年2月26日

所 管 課 等

みんなの病院事務局総務課

区 分

意 見

意 見 の 項 目

みんなの病院電話交換業務について

意見を付す理由

みんなの病院の電話交換業務について、病院に架電すると、繋がりにくく、待機状態となる状況が見受けられた。

意 見

電話交換業務については、市民に対する音声メッセージでの案内や、本庁等からの電話には職員専用番号を用いるなど、サービス向上のための設備面の運用の見直しについて、検討されたい。

定期監査結果

結果No.

No.17

監査実施年度／対象局等

令和2年度／病院局

告 示 番 号

高松市監査委員告示第3号

告 示 日

令和3年2月26日

所 管 課 等

みんなの病院事務局医事課

区 分

意 見

意 見 の 項 目

適正な手数料の支払について

意見を付す理由

みんなの病院では、診療料等の支払のためにクレジットカードや電子マネーを活用することに伴い、各カード会社等に対して、売上金額に応じて取扱手数料を支払っているが、各社の手数料率に差が生じていた。

意 見

手数料率については、より低い利率の適用となるよう、各カード会社等との協議・交渉を行うなど、経費節減に努められたい。